

訪問看護ステーション 騏 麟 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高陽会が開設する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態であり、医師が指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた療養者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、療養者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復低下の遅延を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、県、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション 騏 麟
- (2) 所在地 和歌山県紀の川市粉河 951-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名 (常勤兼務)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

- (2) 職員
- | | |
|-------|---------------|
| 管理者 | 1名 (看護師・常勤兼務) |
| 看護職員 | 2.5名以上 |
| 理学療法士 | 1名以上 |
| 作業療法士 | 1名以上 |

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪他による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) エンドオブライフケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の医学管理
- (10) 医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第7条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し一定以上の所得がある場合は2割または3割とする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得る事とする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

ア 通常の事業の実施地域の境から片道5キロメートル以上10キロメートル未満 400円

イ 通常の事業の実施地域の境から片道10キロメートル以上 800円

- 4 死後の処置料 35,000円

(通常の事業の実施場所)

第9条 通常の事業の実施地域は、紀の川市、岩出市、の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の職員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第12条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」）を行わない。ただし、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第14条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 二 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 三 その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後三ヶ月以内と五ヶ月以内の2回
 - 二 継続研修 年3回以上
- 2 職員は業務上知り得た秘密を退職後も保持する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人高陽会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年5月21日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。